

事業者排出量削減計画書制度の概要

参考1-1

概要

対象	特定事業者（年間エネルギー使用量原油換算1,500kl以上など）
内容	削減計画書及び報告書の作成・提出， 市がその内容を総合的に評価（S～D評価）し，公表
報告時期	計画書は9月末（3年に1度），報告書は7月末（毎年度）

特定事業者

区 分	要 件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が，原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者の方
大規模輸送事業者	トラック 100台以上，バス 100台以上，タクシー 150台以上を保有する輸送事業者の方及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者の方
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き，温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者の方

総合評価の考え方

「何をする（した）か」（重点対策の実施率）と「どれだけ削減する（した）か」（総量削減率及び原単位改善率）に分けて評価

なお、排出量の削減目標については、2020年度までに1990年度比マイナス25%を達成させるために、あらゆる業種において削減率（前年度比）を▲1%とすることが必要として試算。

総合評価と計画期間

評価時期

- 計画に対する評価：3年を計画期間とする削減計画書について評価
- 実績に対する評価：計画期間終了後の報告書进行评估

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一計画期間 (平成23～25年度)	計画書 評価	報告書	報告書	報告書 評価			
	指導・助言						
第二計画期間 (平成26～28年度)				計画書 評価	報告書	報告書	報告書 評価
				指導・助言			

- 基準とする排出量：計画期間の前3箇年（年度）の平均又は前年度の排出量
- 計画期間3年間は、直近の電気のCO₂排出係数で固定
(第一計画期間においては、関西電力：0.294kg-CO₂/kWh)

総合評価

評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定

業務部門：3年間の年平均▲3%

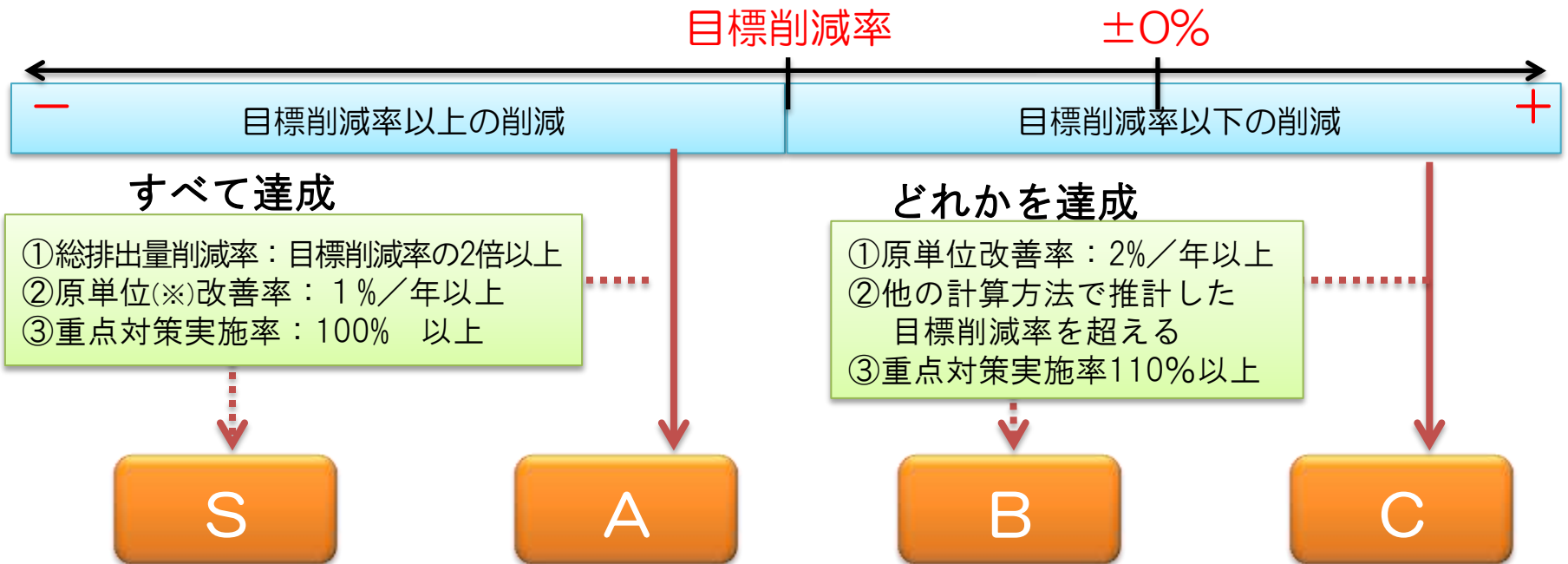
産業部門：3年間の年平均▲2%

運輸部門：3年間の年平均▲1%

相当の削減

※部門は「事業者」としての産業分類による

事業者の削減の計画値（又は実績）が、目標削減率を超えるか超えないかにより評価（重点対策の実施率による目標削減率の優遇あり）



※原単位：温室効果ガス排出原単位。一定の活動単位当たりの温室効果ガス排出量。例えば、床面積当たりの温室効果ガス排出量（トン-CO2/m²）や製造品出荷額当たりの温室効果ガス排出量（トン-CO2/百万円）

重点対策の実施

重点対策の実施

実施すべき対策について、「必須項目」「選択項目」に分け、実施率を算出する。

必須項目※及び選択項目
のうち、実施した項目数

必須項目数※

=

100%以上

総排出量削減率を3年間の年平均で
「1%」優遇して評価

※必須項目は、設備・施設の規模要件に該当する
場合、必ず実施すべき項目に限る。

【必須項目】

多くの削減対策の基盤となる対策
多くの事業者が該当する対策
実施状況の確認が可能な対策

【例】

- ・ 機器管理台帳の整備
- ・ 管理標準の設定
- ・ ボイラー空気比の適正管理
- ・ 空調フィルターの清掃 など全34項目

【選択項目】

社会的観点から実施が望ましい対策
行政の施策への協力・参加
過去（20～22年度）の設備更新

【例】

- ・ グリーン調達
- ・ 京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加
- ・ 環境製品・サービスの実施
- ・ 過去の設備更新の効果が大きい など全6項目

※重点対策項目の詳細は、資料1-2を参照

第二計画期間からの変更点①

～重点対策の選択項目を追加～

選択項目

実施を推奨する取組であって、加点評価となる対策

対象設備・施設	項目名
全事業者	グリーン調達の実施
	環境教育・学習の実施（従業者対象を除く）
	京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加
	環境配慮製品の開発・製造
	カーボン・フットプリントの実施
	平成20～22年度の設備導入の実施
	ピークシフト、ピークカット対策の実施
	BEMSやFEMSの導入
	省エネ診断の受診
	搬出入車両のエコカー（EV車やCNGトラック等）導入誘導
事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施	

追加項目

第二計画期間からの変更点① ～重点対策の選択項目を追加～

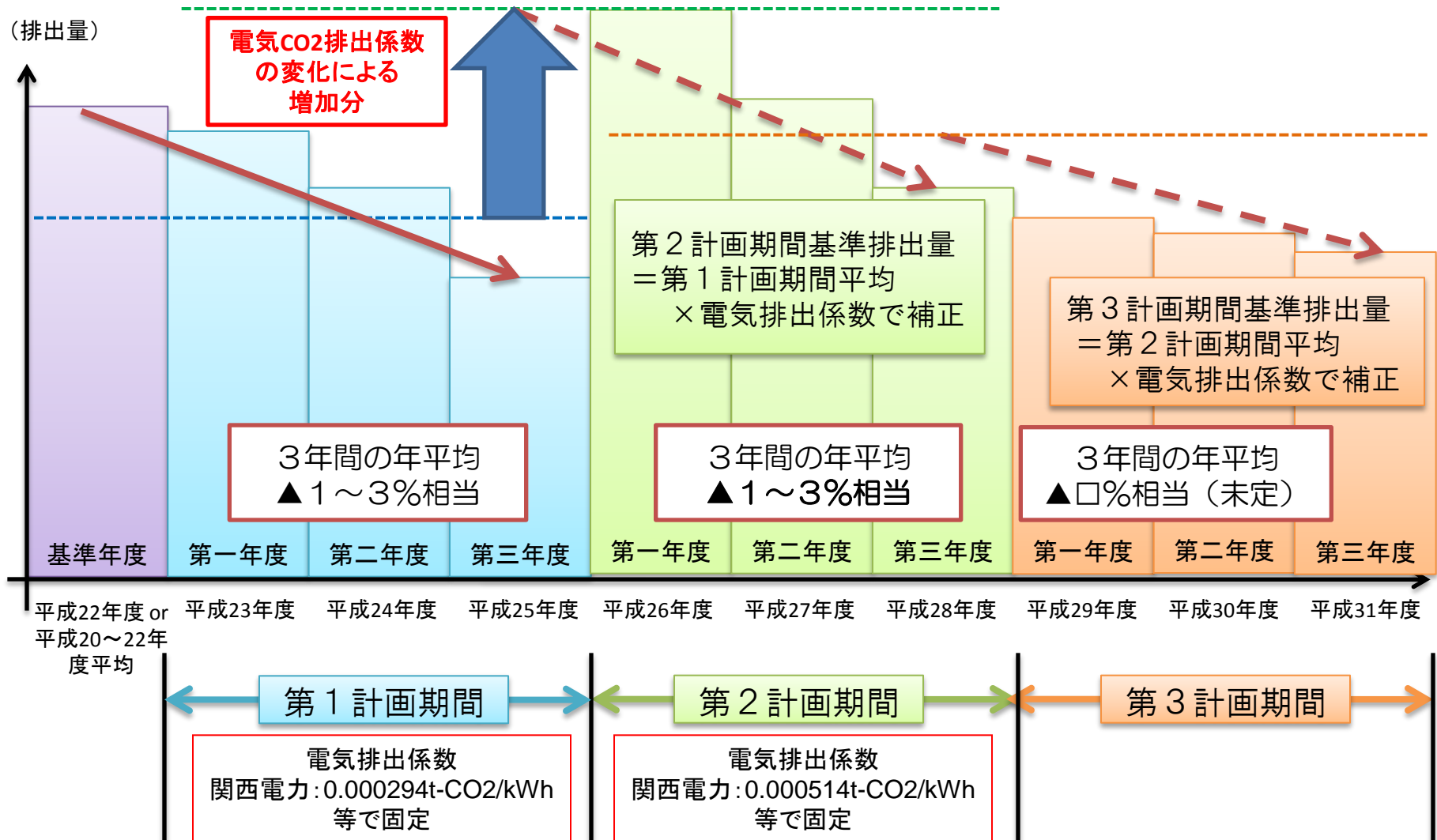
第2計画期間で追加される選択項目

項目名	対策実施概要
ピークカット、ピークシフト対策等の実施	エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に規定する「電気需用平準化時間帯」におけるピークカット、ピークシフトの対策を行っていること
BEMSやFEMSの導入	一定時間ごとのエネルギー使用量の「見える化」に加え、機器の運転制御を行うことのできるシステムを導入していること
省エネ診断の受診	省エネ診断を受診しており、診断の提案事項に応じた対策を検討していること
搬出入車両のエコカー導入誘導	事業所への搬出入を行う者の貨物自動車エコカーへ更新するよう依頼していること
事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施	京都府・京都市域内の事業所に限らず、事業者全体で環境に配慮した事業活動を実施していること

総合評価（排出量の目標削減率で評価）

計画期間と目標削減率

目標削減率は、計画期間ごとに達成状況を踏まえ見直しを行う。

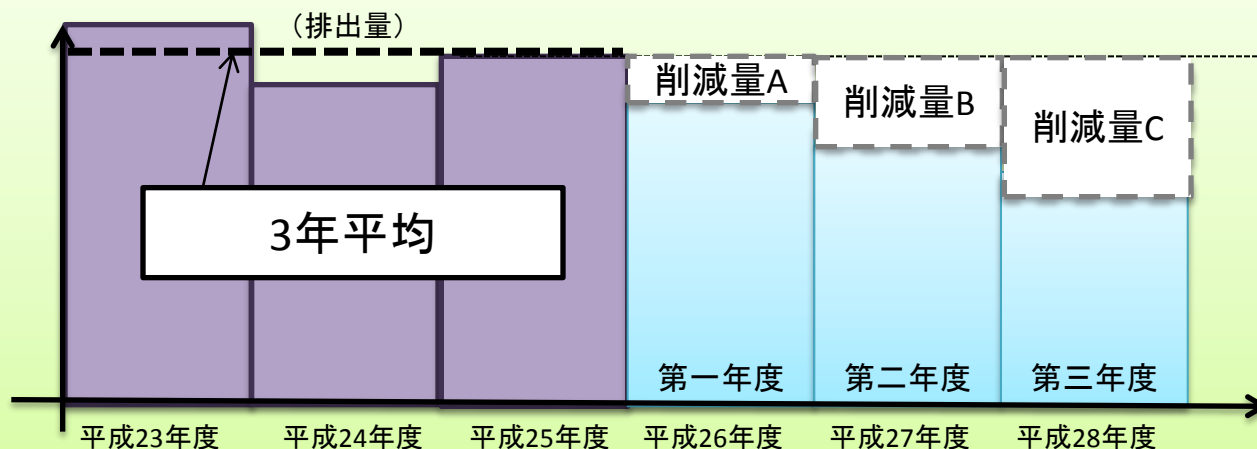


第二計画期間基準年度排出量の算定

基準年度排出量

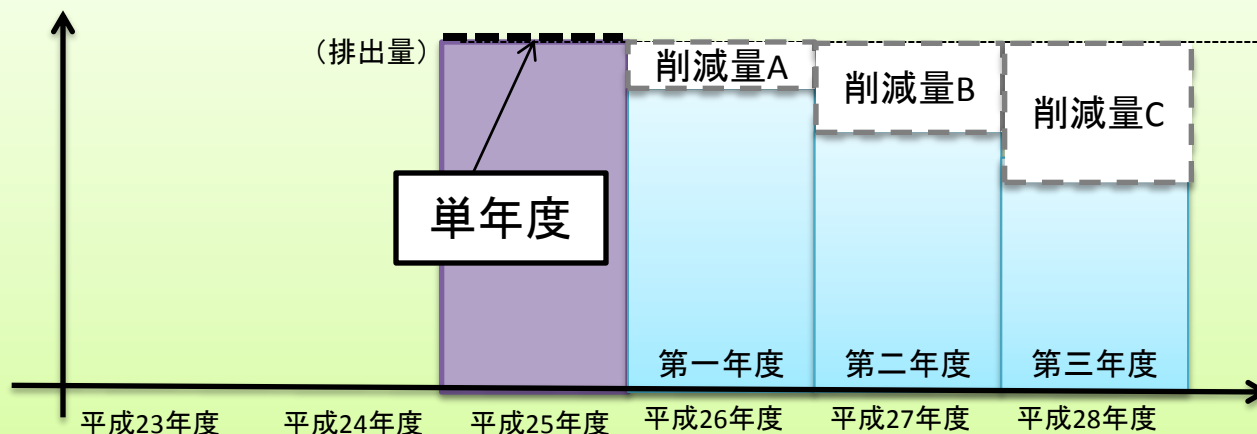
基準年度排出量は、次の2つの方法の選択制とする。（①を原則とする。）

①過去3年間（平成23～25年度）の平均（原則）



- ・平成23～25年度の排出実績の平均を基準年度排出量とする。
- ・平成24年度の電気排出係数で算定。

②平成25年度の単年度排出量



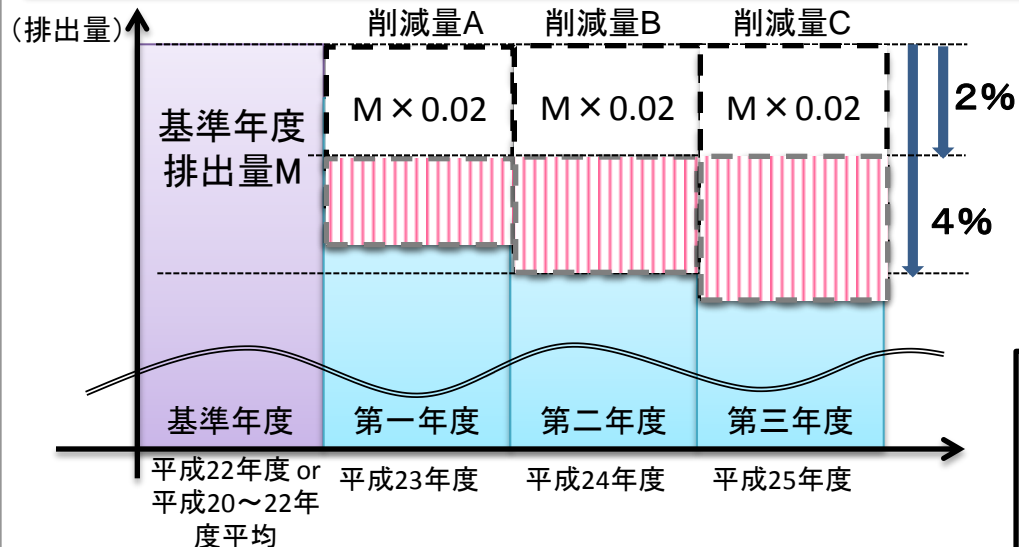
- ・平成25年度の単年度実績を基準年度排出量とする。

第二計画期間からの変更点② ～超過削減量の繰越（バンキング）～

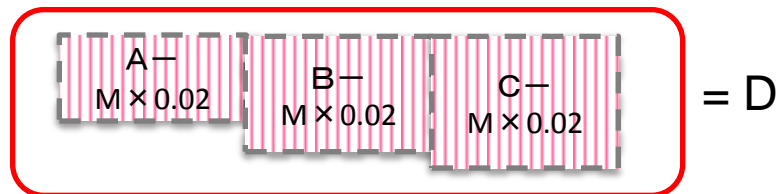
考え方（年平均2%の場合で例示）

第1計画期間（3年間で12%削減、年平均4%の削減を達成）

↓: 3年平均



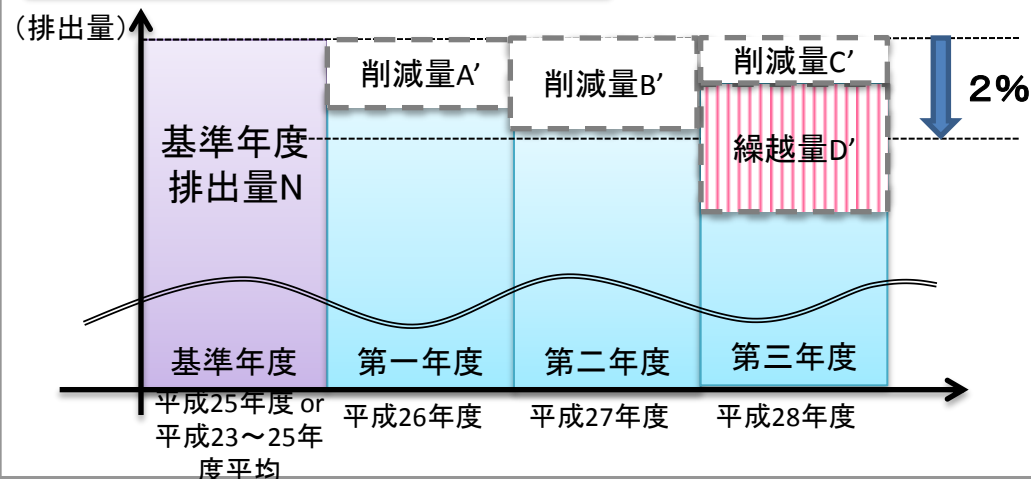
超過削減量は、



超過削減量も含め、排出量を第2計画期間で使用する電気排出係数を用いて補正

(D ⇒ D')

第2計画期間



（第1計画期間の3年間の削減量の合計 + 超過削減量）の3年平均が基準年度排出量の2%以上で目標達成

$$\frac{A'+B'+C'+D'}{3} \geq N \times 0.02$$

で第2計画期間の目標削減率を達成

第二計画期間からの変更点③ ～クレジットや再生可能エネルギーの活用～

クレジット等の活用

評価の対象は、クレジット等活用後の排出量。
「実際の排出量」「購入クレジット償却量等」も公表

実際の排出量

クレジット償却量等

評価の対象となる
排出量

活用できるクレジット

J-クレジット等

… 購入し償却したJ-クレジット（今回追加）、国内クレジット等の量

京都独自クレジット

… 購入し償却した京都独自クレジットの量

グリーン電力・熱証書

… 購入した証書を二酸化炭素として換算した量

活用できる再生可能エネルギー

再生可能エネルギー
(余剰、**全量売電**)

↓
今回追加

…
・他の者に供給した電力を二酸化炭素として換算した量
・産業用に供給された蒸気を二酸化炭素として換算した量
・産業用以外に供給された蒸気、温水、冷水を二酸化炭素として換算した量

ただし、全量売電については基準年度排出量に目標削減率を乗じた量を上限とする。